

要旨

- (1) 四月十五日午後一時ヨリ組合本部ニ於テ多額株主集會對策協議ヲ為セル結果本月十八日始發時ヨリ罷業決行ノ態度ヲ決定ス
- (2) 四月十六日午前上時頃指令第一號ヲ各支部ニ發送ス
- (3) 四月十六日市成ニ對スルビテ三ノ枚ヲ印刷配布ス
- (4) 四月十五日從業員ニ對シ本部ノ決議ニ對スル決意ヲ示ス為印刷物五千枚ヲ配布セシメタルカ目下一般從業員諸君動靜ハ前報ト合探ナリ
- (5) 四月十六日連座市線鐵道外五名ハ組合代表ト市成所ニテ會見組合側ノ要求事項ヲ詳細聴取シクル後市電當局ヲ訪問要求事項ノ答復ヲ懇談ス
- (6) 市電協議會ニ於テ本月十五日半準備會令ヲ發セル外特異行動ナシ
- (7) 前報ノ通り東京交通労働組合ニアリテハ協議態度ヲ罷業ト決定セル為最戒中

標記 又對運動ニ関スル其後ノ狀況左記ノ通り有之

記

一、東京交通労働組合ノ狀況
ノ罷業決行ノ態度決定

市當局ヨリ、田長受領後爭議首腦部以下幹部ハ連日對策協議ヲ為シ本爭議ノ狀況ヲ如何ニモシテ有利ニ導クヘク奮心シツ、アリタルカ四月十五日午後二時半市電當局ニ對シ態

本利男組合側ヲ代表シ田長不承認ノ旨電話ヲ以テ通告スルト共ニ道直組合本部ニ於テ實行委員以上集合種々協議スル所アリタルカ結局市面ノ爭議ニ對スル態度ニ付次ノ如キ決定ヲ為シ之カ實行運動ニ着手スルコト、ナレリ

決定事項

- (1) 四月十六日午前十一時某所ニ首腦部ノ會合ヲ指令發送ノ手若ヲ定ムルコト
- (2) 四月十七日頃再要求書ヲ提出スルコト
- (3) 到底現下ノ狀況ヲ以テハ急業ヲ決行セントスルモ不統制ニ終ルハ必然ナルヲ以テ漸然四月十八日始發時ヨリ罷業ヲ決行スルコト
- (4) 前項決定事項ノ徹底ヲ期スル為實行委員ハ十七日夜自動車ヲ以テ關係方面ニ出勤シ手配ノ完全ヲ期スルコト
- (5) 實行委員以上ハ明十六日ヨリハ自宅ニ絶對ニ歸定セサル